

平成九年法律第二百二十四号

介護保険法施行法 抄

目次

- 第一章 経過措置（第一条―第十九条）
- 第二章 関係法律の一部改正（第二十条―第九十条）

附則

第一章 経過措置

（法定居宅給付支給限度基準額に関する経過措置）

第一条 市町村及び特別区（以下この章において単に「市町村」という。）は、当該市町村が行う介護保険の保険給付に係る居宅サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第五項に規定する居宅サービスをいう。以下この章において同じ。）及びこれに相当するサービスの必要量の見込み、当該居宅サービス及びこれに相当するサービスを提供する体制の確保の状況その他の諸般の状況を考慮して特に必要と認める場合においては、政令で定める日までの間は、同法第四十三条第二項、第四十四条第五項若しくは第四十五条第五項又は第五十五条第二項、第五十六条第五項若しくは第五十七条第五項の規定にかかわらず、同法第四十三条第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額、同法第四十四条第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額若しくは同法第四十五条第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は同法第五十五条第一項の居宅支援サービス費区分支給限度基準額、同法第五十六条第四項の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額若しくは同法第五十七条第四項の居宅支援住宅改修費支給限度基準額（以下この条において「法定居宅給付支給限度基準額」と総称する。）に代えて、当該法定居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額を下回る額を、当該市町村における居宅介護サービス費区分支給限度基準額、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額若しくは居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は居宅支援サービス費区分支給限度基準額、居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額若しくは居宅支援住宅改修費支給限度基準額（以下この条及び次条において「経過の居宅給付支給限度基準額」と総称する。）とすることができる。

2 厚生労働大臣が法定居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額を基礎として経過の居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額の下限の額を定め

た場合においては、経過の居宅給付支給限度基準額は、当該下限の額を下回ることができない。

3 前二項の規定により経過の居宅給付支給限度基準額を定める市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該経過の居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額又は当該経過の居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額の法定居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額に対する割合を条例において定めるものとする。

4 第一項の政令で定める日を指定するに当たっては、介護保険法の施行の日（以下この章において「施行日」という。）から起算して五年を経過した日以後の日で、居宅サービス及びこれに相当するサービスの必要量の見込み、特定市町村が定める同法第四十三条に規定する市町村介護保険事業計画（第三条第一項において単に「市町村介護保険事業計画」という。）及び特定市町村をその区域内に含む都道府県が定める同法第四十八条に規定する都道府県介護保険事業支援計画（第三条第二項において単に「都道府県介護保険事業支援計画」という。）の達成状況その他の諸般の状況を考慮して、特定市町村において、法定居宅給付支給限度基準額に基づく介護給付等（同法第二十条に規定する介護給付等をいう。次項において同じ。）を円滑に行うことができるものと認められる日を選定するものとし、当該政令は、当該日から起算して六月前までに公布するものとする。

5 第一項の政令で定める日までの間は、特定市町村が行う介護保険の介護給付等について介護保険法第四十三条第二項、第四十四条第五項、第四十五条第五項、第五十五条第二項、第五十六条第五項及び第五十七条第五項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「厚生労働大臣が定める額」とあるのは、「介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第一条第三項に規定する特定市町村が定める同条第一項に規定する経過の居宅給付支給限度基準額」とする。

（特別居宅介護サービス費等の支給の経過の特例）

第二条 特定市町村（介護保険法に規定する居宅介護サービス費及び特別居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費及び特別居宅支援サービス費に係る経過の居宅給付支給限度基準額を定

めていものに限る。次条において同じ。）は、同法第四十二条第一項各号及び第五十四条第一項各号に規定する場合のほか、前条第一項の政令で定める日までの間は、居宅要介護被保険者（同法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下この条において同じ。）又は居宅要支援被保険者（同法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下この条において同じ。）であつて同法第四十二条第一項第三号又は同法第五十四条第一項第三号の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域以外の地域に住所を有するものについても、これらの者が指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下この条において同じ。）及び基準該当居宅サービス（同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。）以外の居宅サービス（これらの者のうち居宅要支援被保険者であるものについては、認知症対応型共同生活介護（同法第七条第十五項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。以下この条において同じ。）を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるときは、同法に規定する特別居宅介護サービス費又は特別居宅支援サービス費を支給するものとする。居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が、同法第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定の効力が生じた日以前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス以外の居宅サービス（居宅要支援被保険者については、認知症対応型共同生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるときも、同様とする。

（特定市町村、都道府県及び国の措置等）

第三条 特定市町村は、市町村介護保険事業計画に従い、当該市町村介護保険事業計画に定められた介護保険法第七十七条第二項第二号に規定する方策その他の同法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県は、特定市町村に対して都道府県介護保険事業支援計画に基づき特定市町村の支援に必要な施策を実施するよう努めるものとする。

3 国は、特定市町村及び都道府県に対し、第一

項に規定する措置及び前項に規定する施策に関する必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（指定居宅サービス事業者に関する経過措置）

第四条 介護保険法の施行の際現に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定を受けている病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第四十四条第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認を受けている病院若しくは診療所の開設者については、施行日に、当該病院、診療所又は薬局により行われる居宅サービス（病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導（介護保険法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導をいう。以下この条において同じ。）その他介護保険法第七十一条第一項の厚生省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては居宅療養管理指導に限る。）に係る介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院、診療所又は薬局の開設者が施行日の前日までに、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

第五条 介護保険法の施行の際現に第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）以下「旧老健法」という。）第四十六条の五の二第二項に規定する指定老人訪問看護事業者（以下この条及び次条第一項において「指定老人訪問看護事業者」という。）であるものについては、施行日に、居宅サービス（介護保険法第七十八条に規定する訪問看護に限る。）に係る介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、指定老人訪問看護事業者が施行日の前日までに、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

第六条 施行日前に旧老健法第四十六条の十七の八各号のいずれかに該当するに至つたみなし指定居宅サービス事業者（前条の規定により介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた指定老人訪問看護事業者をいう。第三項において同じ。）については、介護保険法第七十七条第一項各号のいずれかに該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

2 施行日前にされた旧老健法第四十六条の十七の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出の命令又は出頭の求め（当該報告若しくは提出の期限又は出頭の期日が施行日以後に到

る場合は、特定市町村及び都道府県に対し、第一項に規定する措置及び前項に規定する施策に関する必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。）

し必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（指定居宅サービス事業者に関する経過措置）

第四条 介護保険法の施行の際現に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定を受けている病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第四十四条第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認を受けている病院若しくは診療所の開設者については、施行日に、当該病院、診療所又は薬局により行われる居宅サービス（病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導（介護保険法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導をいう。以下この条において同じ。）その他介護保険法第七十一条第一項の厚生省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては居宅療養管理指導に限る。）に係る介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院、診療所又は薬局の開設者が施行日の前日までに、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

第五条 介護保険法の施行の際現に第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）以下「旧老健法」という。）第四十六条の五の二第二項に規定する指定老人訪問看護事業者（以下この条及び次条第一項において「指定老人訪問看護事業者」という。）であるものについては、施行日に、居宅サービス（介護保険法第七十八条に規定する訪問看護に限る。）に係る介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、指定老人訪問看護事業者が施行日の前日までに、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

第六条 施行日前に旧老健法第四十六条の十七の八各号のいずれかに該当するに至つたみなし指定居宅サービス事業者（前条の規定により介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた指定老人訪問看護事業者をいう。第三項において同じ。）については、介護保険法第七十七条第一項各号のいずれかに該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

2 施行日前にされた旧老健法第四十六条の十七の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出の命令又は出頭の求め（当該報告若しくは提出の期限又は出頭の期日が施行日以後に到る場合は、特定市町村及び都道府県に対し、第一項に規定する措置及び前項に規定する施策に関する必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。）

来するものに限る。は、介護保険法第七十六
条第一項の規定による同項に規定する報告若し
くは帳簿書類の提出を命ずる処分又は出頭を求
める処分とみなす。

3 みなし指定居宅サービス事業者が施行日前に
行った旧老健法第四十六条の五の二第一項に規
定する指定老人訪問看護に係る同項に規定する
老人訪問看護療養費の請求（施行日以後に行わ
れるものに限る。）に關し不正があったときは、
介護保険法第七十七条第一項第三号に該当した
ものとみなして、当該みなし指定居宅サービス
事業者について、同条の規定を適用する。

（指定介護老人福祉施設に関する経過措置）

7 介護保険法の施行の際現に存する特別養
護老人ホーム（第二十条の規定による改正前の
老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）
以下「旧老福法」という。）第二十条の五に規
定する特別養護老人ホームをいう。第十三条第
一項において同じ。については、施行日に、
介護保険法第七十七条第一項に規定する介護老
人福祉施設に係る同法第四十八条第一項第一号
の指定があったものとみなす。

（介護老人保健施設に関する経過措置）

8 介護保険法の施行の際現に存する老人保
健施設（旧老健法第六條第四項に規定する老人
保健施設をいう。次項及び次条第六項において
同じ。）に係る旧老健法第四十六條の六第一項
の開設の許可を受けている者は、施行日に、当
該施設について介護保険法第七條第二十二項に
規定する介護老人保健施設（次項において単に
「介護老人保健施設」という。）に係る同法第九
十四條第一項の開設の許可を受けた者とみな
す。

2 前項の規定により介護保険法第九十四條第一
項の開設の許可を受けた者とみなされた老人保
健施設の開設者は、同法の施行の際現に当該老
人保健施設を管理している者（旧老健法第四十
六條の七第一項又は第二項の承認に係るものに
限る。）について、施行日に、当該介護老人保
健施設を管理させることができる旨の介護保険
法第九十五條第一項又は第二項の承認を受けた
ものとみなす。

9 施行日前にされた旧老健法第四十六條の
五において準用する旧老健法第四十四條第二項
の規定による報告の命令（当該報告の期限が施
行日以後に到来するものに限る。）は、介護保
険法第二十四條第二項の規定による同項に規定
する報告を命ずる処分とみなす。

2 施行日前にされた旧老健法第四十六條の十一
第一項の規定による報告若しくは診療録その他
の帳簿書類の提出の命令又は出頭の求め（当該
報告若しくは提出の期限又は出頭の期日（当該
日以後に到来するものに限る。）は、介護保険
法第九十條第一項の規定による同項に規定する報
告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出を命
ずる処分又は出頭を求める処分とみなす。）

3 施行日前にされた旧老健法第四十六條の十二
の規定による老人保健施設の使用の制限若しく
は禁止の命令（当該制限又は禁止の期間が施行
日において満了していないものに限る。）又は
修繕若しくは改築の命令（当該修繕又は改築の
期限が施行日以後に到来するものに限る。）は、
介護保険法第九十條第一項の規定による同条に規定す
る介護老人保健施設の使用の制限若しくは禁止
又は修繕若しくは改築を命ずる処分とみなす。

4 施行日前にされた旧老健法第四十六條の十三
の規定による管理者の変更の命令（当該変更の
期限が施行日以後に到来するものに限る。）は、
介護保険法第九十條第一項の規定による同条に規定す
る管理者の変更を命ずる処分とみなす。

5 施行日前にされた旧老健法第四十六條の十四
の規定による業務運営の改善の命令（当該改善
の期限が施行日以後に到来するものに限る。）
又は業務の停止の命令（当該停止の期間が施行
日において満了していないものに限る。）は、
介護保険法第九十條第一項の規定による同項に
規定する業務運営の改善又は業務の停止を命ず
る処分とみなす。

6 施行日前に旧老健法第四十六條の十五第一項
各号のいずれかに該当するに至った特定老人保
健施設（その開設者が前条第一項の規定により
介護保険法第九十四條第一項の開設の許可を受
けた者とみなされた老人保健施設をいう。以下
この条において同じ。）については、介護保険
法第九十四條第一項各号（同項第四号を除く。）
のいずれかに該当したものとみなして、当該特
定老人保健施設の開設者が受けたものとみなさ
れた同法第九十四條第一項の開設の許可（第八
項において「みなし開設許可」という。）につ
いて、同法第九十四條の規定を適用する。

7 特定老人保健施設の開設者（施行日前六月以
内に当該特定老人保健施設に係る旧老健法第四
十六條の六第一項の開設の許可を受けたものに
限る。）であつて、介護保険法の施行の際当該
特定老人保健施設の業務を開始していないものは

に於いて同法第九十四條の規定の適用について
は、同条第一項第一号中「介護老人保健施設の
開設者」が、第九十四條第一項とあるのは、
「介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四
号）第八條第一項の規定により介護老人保健施
設に係る第九十四條第一項の開設の許可を受け
た者とみなされた者が、同法第二十四條の規定
による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律
第八十号）第四十六條の六第一項」とする。

8 特定老人保健施設が施行日前に行った旧老健
法第四十六條の二第一項に規定する施設療養に
係る同項に規定する老人保健施設療養費の請求
（施行日以後に行われるものに限る。）に關し不
正があったときは、介護保険法第九十四條第一
項第五号に該当したものとみなして、当該特定老
人保健施設に係るみなし開設許可について、同
条の規定を適用する。

（介護療養型医療施設に関する経過措置）

10 施行日から起算して三年を超えない範囲
内において政令で定める日までの間は、介護保
険法第七條第二十三項中「痴呆の状態にある要
介護者」とあるのは、「要介護者」とする。
（適用除外に関する経過措置）

11 介護保険法第九條の規定にかかわら
ず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法
第七條第八項に規定する医療保険加入者又は六
十五歳以上の者であつて、障害者の日常生活及
び社会生活を総合的に支援するための法律（平
成十七年法律第百二十三号）第十九條第一項の
規定による支給決定（同法第五條第七項に規定
する生活介護（以下この項において「生活介
護」という。）及び同条第十項に規定する施設
入所支援に係るものに限る。第三項において
「支給決定」という。）を受けて同法第二十九條
第一項に規定する指定障害者支援施設（第三項
において「指定障害者支援施設」という。）に
入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和
二十四年法律第百二十三号）第十八條第二項
の規定により障害者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律第五條第十一項に
規定する障害者支援施設（生活介護を行うもの
に限る。第三項において「障害者支援施設」と
いう。）に入所しているもののうち厚生労働省
令で定めるものその他特別の理由がある者で厚
生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険
者となし、
2 当分の間、介護保険法第十條第二号の規定の
適用については、同号中「又は」とあるのは

「若しくは」と、「至つたとき」とあるのは「至
つたとき又は当該市町村の区域内に住所を有す
る四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者若
しくは六十五歳以上の者が介護保険法施行法
（平成九年法律第百二十四号）第十一條第一項
に該当しなくなつたとき」とし、同法第十一條
第一項の規定の適用については、同項中「翌
日」とあるのは、「翌日又は介護保険法施行法
（平成九年法律第百二十四号）第十一條第一項
に該当するに至つた日の翌日」とする。
3 当分の間、第一項の規定により介護保険の被
保険者となし、
1 こととされた者（支給決定を受
けて指定障害者支援施設に入所している者又は
身体障害者福祉法第十八條第二項の規定により
障害者支援施設に入所している者のうち厚生勞
働省令で定めるものその他特別の理由がある者
で厚生労働省令で定めるものに限る。）であつ
た介護保険の被保険者に係る介護保険法第十三
條及び附則第九條の規定の適用については、次
の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字
句とするほか、同法の規定の適用に關し必要な
技術的読替は、政令で定める。
二以上の住所所在地特例対象施設又は特定
地特例対象施設適用除外施設（介護保険法施
行法（平成九年法律第百二十三号）第十一條第一項の規定
により介護保険の被保険者となし、
1 こととされた者（障害
者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律
（平成十七年法律第百二十三
号）第十九條第一項の規定に
よる支給決定（同法第五條第
七項に規定する生活介護及び
同条第十項に規定する施設入
所支援に係るものに限る。以
下「支給決定」という。）を
受けて同法第二十九條第一項
に規定する指定障害者支援施
設（以下「指定障害者支援施
設」という。）に入所してい
る者又は身体障害者福祉法
（昭和二十四年法律第百八
十三号）第十八條第二項の規
定により障害者の日常生活及
び社会生活を総合的に支援す

例対象施設のく。最終適用除外施設住所
所在する場所変更時支給決定等実施市町村
への住所の変四二以上の住所地特例対象
更（以下この施設等に継続して入所等をし
号においていた被保険者（第一号及び
「特定住所変更第二号に掲げる者を除く。
更」という。）のうち、適用除外施設住所
を行ったと認め及び特定住所変更（最後
められる被保険者が行った適用除外施設住所変更
険者であつて、後に行つたと認められるもの
最後に行つたに限る。以下この号において
特定住所変更同じ。）を行つたと認められ
に係る継続入所者であつて、最後に行つた
所等の際他のと認められる特定住所変更
市町村（変更係る継続入所等の際他の市町
前介護老人福祉施設（変更前介護老人福祉施設
社施設が所在する市町村以外の市町
する市町村以村をいう。）の区域内に住所
外の市町村を有していたと認められるも
いう。）の区域の 当該他の市町村
内に住所を有
していたと認
められるもの
当該他の市
町村

第十三条 施行日において第七条の規定により介
護保険法第四十八条第一項第一号の指定があつ
たものとみなされた特別養護老人ホームに入所
している旧老福祉法第一項第二号の措置
に係る者（以下この条において「旧措置入所
者」という。）は、施行日以後引き続き当該特
別養護老人ホーム（介護保険法第九十二条第一
項又は第九十五条の三十五第六項の規定により
当該指定を取り消されたものを除く。以下この
条において「特定介護老人福祉施設」という。）
に入所している間（当該特定介護老人福祉施設

に継続して一以上の他の介護保険法第八十二条
十五項に規定する介護保険施設（以下この条に
おいて単に「介護保険施設」という。）に入所
することにより当該一以上の他の介護保険施設
のそれぞれの所在する場所に順次住所を有する
に至つた旧措置入所者であつては、当該一以
上の他の介護保険施設に継続して入所している間
を含む。）は、介護保険法第九号及び第十三条
の規定にかかわらず、当該措置をとつた市町村
が行う介護保険の被保険者とする。

2 前項の規定の適用を受ける被保険者が入所し
ている介護保険施設は、当該介護保険施設の所
在する市町村及び当該被保険者に対し介護保険
を行う市町村に、必要な協力をしなければなら
ない。

3 介護保険法第四十一条第一項に規定する要介
護被保険者である旧措置入所者（以下この条に
おいて「要介護旧措置入所者」という。）に対
し支給する同法に規定する施設介護サービス費
の額は、当分の間、同法第四十八条第二項の規
定にかかわらず、要介護旧措置入所者に係る要
介護状態区分（同法第七条第一項に規定する要
介護状態区分をいう。）、特定介護老人福祉施設
（当該特定介護老人福祉施設に係る同法第九
十二条第一項又は第九十五条の三十五第六項の規
定による指定の取消しその他やむを得ない理由
により、当該特定介護老人福祉施設に継続して
一以上の他の指定介護老人福祉施設（同法第四
十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福
祉施設をいう。以下この項において同じ。）に
入所した要介護旧措置入所者であつては、当該
一以上の他の指定介護老人福祉施設を含む。以
下この条において同じ。）の所在する地域等を
勘案して算定される指定介護福祉施設サービス
（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定
介護福祉施設サービスをいう。以下この項にお
いて同じ。）を要する平均的な費用（同法第二
項の厚生労働省令で定める費用を除く。）の額
を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算
定した費用の額（その額が現に当該指定介護福
祉施設サービスに要した費用（同法第一項の厚
生労働省令で定める費用を除く。以下この項に
おいて同じ。）の額を超えるときは、当該現に
指定介護福祉施設サービスに要した費用の額と
する。）に、厚生労働大臣が定める要介護旧措
置入所者の所得の区分ごとに百分の九十以上百
分の百以下の範囲内において厚生労働大臣が定
める割合を乗じて得た額とする。

4 介護保険法第四十八条第三項の規定は、前項
の基準について準用する。

5 要介護旧措置入所者のうち所得の状況その他
の事情を斟酌して厚生労働省令で定める者
（第七項において「特定要介護旧措置入所者」
という。）に対し支給する介護保険法第五十一
条の三第一項の特定入所者介護サービス費の額
は、当分の間、同条第二項の規定にかかわら
ず、第一号に規定する額及び第二号に規定する
額の合計額とする。

6 介護保険法第五十一条の三第三項の規定は、
食費の特定基準費用額若しくは食費の特定負担
限度額又は居住費の特定基準費用額若しくは居
住費の特定負担限度額について準用する。

7 介護保険法第五十一条の三第六項の規定を特
定要介護旧措置入所者に適用する場合には、同
項中「食費の基準費用額又は居住費の基準費用
額」とあるのは「食費の特定基準費用額又は居
住費の特定基準費用額」と、「食費の負担限度
額又は居住費の負担限度額」とあるのは「食費
の特定負担限度額又は居住費の特定負担限度
額」とし、同条第七項の規定を特定要介護旧措
置入所者に適用する場合には、同項中「第一
項、第二項及び前項」とあるのは「第一項、介
護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）

第十三条第五項及び同条第七項の規定により読
み替えて適用される前項」とする。

8 要介護旧措置入所者は、特定介護老人福祉施
設が行う機能訓練を進んで利用することによ
り、その有する能力の維持向上に努めるとも
に、その心身の状況に応じて最も適切な保健医
療サービス及び福祉サービスを利用するように
努めなければならない。
（介護保険法及びこの法律の施行のために必要
な準備）

第十四条 厚生大臣は、介護保険法第四十八条第
二項第二号に規定する標準負担額、同法第百二
十五条第一項の第二号被保険者負担率その他同
法に基づく制度に関する重要事項を定めようと
するときは、施行日前においても同法第八条に
規定する政令で定める審議会に諮問すること
ができる。

第十五条 厚生大臣は、介護保険法第二十七条第
八項の基準、同法第三十二条第四項の基準、同
法第四十一条第四項各号の基準、同法第四十三
条第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基
準額、同法第四十四条第四項の居宅介護福祉用
具購入費支給限度基準額、同法第四十五条第四
項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額、同法
第四十六条第二項の基準、同法第四十八条第二
項各号の基準、同法第五十三条第二項各号の基
準、同法第五十五条第一項の居宅支援サービス
費区分支給限度基準額、同法第五十六条第四項
の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額、同
法第五十七条第四項の居宅支援住宅改修費支給
限度基準額、同法第五十八条第二項の基準、同
法第七十四条第一項の厚生省令及び同条第二項
に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び
運営に関する基準、同法第八十一条第一項の厚
生省令及び同条第二項に規定する指定居宅介護
支援の事業の運営に関する基準、同法第八十八
条第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する
指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する
基準、同法第九十七条第一項及び第二項の厚生
省令並びに同条第三項に規定する介護老人保健
施設の設備及び運営に関する基準、同法第一百
条第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する
指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関す
る基準並びに第十三条第四項各号の基準を定め
ようとするときは、施行日前においても同法第
八条に規定する政令で定める審議会の意見を聴
くことができる。

13条第五項及び同条第七項の規定により読
み替えて適用される前項」とする。

8 要介護旧措置入所者は、特定介護老人福祉施
設が行う機能訓練を進んで利用することによ
り、その有する能力の維持向上に努めるとも
に、その心身の状況に応じて最も適切な保健医
療サービス及び福祉サービスを利用するように
努めなければならない。
（介護保険法及びこの法律の施行のために必要
な準備）

第十四条 厚生大臣は、介護保険法第四十八条第
二項第二号に規定する標準負担額、同法第百二
十五条第一項の第二号被保険者負担率その他同
法に基づく制度に関する重要事項を定めようと
するときは、施行日前においても同法第八条に
規定する政令で定める審議会に諮問すること
ができる。

第十五条 厚生大臣は、介護保険法第二十七条第
八項の基準、同法第三十二条第四項の基準、同
法第四十一条第四項各号の基準、同法第四十三
条第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基
準額、同法第四十四条第四項の居宅介護福祉用
具購入費支給限度基準額、同法第四十五条第四
項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額、同法
第四十六条第二項の基準、同法第四十八条第二
項各号の基準、同法第五十三条第二項各号の基
準、同法第五十五条第一項の居宅支援サービス
費区分支給限度基準額、同法第五十六条第四項
の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額、同
法第五十七条第四項の居宅支援住宅改修費支給
限度基準額、同法第五十八条第二項の基準、同
法第七十四条第一項の厚生省令及び同条第二項
に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び
運営に関する基準、同法第八十一条第一項の厚
生省令及び同条第二項に規定する指定居宅介護
支援の事業の運営に関する基準、同法第八十八
条第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する
指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する
基準、同法第九十七条第一項及び第二項の厚生
省令並びに同条第三項に規定する介護老人保健
施設の設備及び運営に関する基準、同法第一百
条第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する
指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関す
る基準並びに第十三条第四項各号の基準を定め
ようとするときは、施行日前においても同法第
八条に規定する政令で定める審議会の意見を聴
くことができる。

13条第五項及び同条第七項の規定により読
み替えて適用される前項」とする。

8 要介護旧措置入所者は、特定介護老人福祉施
設が行う機能訓練を進んで利用することによ
り、その有する能力の維持向上に努めるとも
に、その心身の状況に応じて最も適切な保健医
療サービス及び福祉サービスを利用するように
努めなければならない。
（介護保険法及びこの法律の施行のために必要
な準備）

第十四条 厚生大臣は、介護保険法第四十八条第
二項第二号に規定する標準負担額、同法第百二
十五条第一項の第二号被保険者負担率その他同
法に基づく制度に関する重要事項を定めようと
するときは、施行日前においても同法第八条に
規定する政令で定める審議会に諮問すること
ができる。

第十五条 厚生大臣は、介護保険法第二十七条第
八項の基準、同法第三十二条第四項の基準、同
法第四十一条第四項各号の基準、同法第四十三
条第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基
準額、同法第四十四条第四項の居宅介護福祉用
具購入費支給限度基準額、同法第四十五条第四
項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額、同法
第四十六条第二項の基準、同法第四十八条第二
項各号の基準、同法第五十三条第二項各号の基
準、同法第五十五条第一項の居宅支援サービス
費区分支給限度基準額、同法第五十六条第四項
の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額、同
法第五十七条第四項の居宅支援住宅改修費支給
限度基準額、同法第五十八条第二項の基準、同
法第七十四条第一項の厚生省令及び同条第二項
に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び
運営に関する基準、同法第八十一条第一項の厚
生省令及び同条第二項に規定する指定居宅介護
支援の事業の運営に関する基準、同法第八十八
条第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する
指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する
基準、同法第九十七条第一項及び第二項の厚生
省令並びに同条第三項に規定する介護老人保健
施設の設備及び運営に関する基準、同法第一百
条第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する
指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関す
る基準並びに第十三条第四項各号の基準を定め
ようとするときは、施行日前においても同法第
八条に規定する政令で定める審議会の意見を聴
くことができる。

13条第五項及び同条第七項の規定により読
み替えて適用される前項」とする。

8 要介護旧措置入所者は、特定介護老人福祉施
設が行う機能訓練を進んで利用することによ
り、その有する能力の維持向上に努めるとも
に、その心身の状況に応じて最も適切な保健医
療サービス及び福祉サービスを利用するように
努めなければならない。
（介護保険法及びこの法律の施行のために必要
な準備）

第十四条 厚生大臣は、介護保険法第四十八条第
二項第二号に規定する標準負担額、同法第百二
十五条第一項の第二号被保険者負担率その他同
法に基づく制度に関する重要事項を定めようと
するときは、施行日前においても同法第八条に
規定する政令で定める審議会に諮問すること
ができる。

第十五条 厚生大臣は、介護保険法第二十七条第
八項の基準、同法第三十二条第四項の基準、同
法第四十一条第四項各号の基準、同法第四十三
条第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基
準額、同法第四十四条第四項の居宅介護福祉用
具購入費支給限度基準額、同法第四十五条第四
項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額、同法
第四十六条第二項の基準、同法第四十八条第二
項各号の基準、同法第五十三条第二項各号の基
準、同法第五十五条第一項の居宅支援サービス
費区分支給限度基準額、同法第五十六条第四項
の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額、同
法第五十七条第四項の居宅支援住宅改修費支給
限度基準額、同法第五十八条第二項の基準、同
法第七十四条第一項の厚生省令及び同条第二項
に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び
運営に関する基準、同法第八十一条第一項の厚
生省令及び同条第二項に規定する指定居宅介護
支援の事業の運営に関する基準、同法第八十八
条第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する
指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する
基準、同法第九十七条第一項及び第二項の厚生
省令並びに同条第三項に規定する介護老人保健
施設の設備及び運営に関する基準、同法第一百
条第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する
指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関す
る基準並びに第十三条第四項各号の基準を定め
ようとするときは、施行日前においても同法第
八条に規定する政令で定める審議会の意見を聴
くことができる。

第十六条 年金保険者（介護保険法第三十一条に規定する年金保険者をいう。以下この項において同じ。）は、施行日前の厚生省令で定める期日までに、厚生大臣が定める日（以下この項において「基準日」という。）現在において当該年金保険者から老齢退職年金給付（同条に規定する老齢退職年金給付をいう。以下この条において同じ。）の支払を受けている者であつて六十五歳以上のもの（施行日までの間において六十五歳に達するものを含み、次に掲げるものを除く。）の氏名、住所その他厚生省令で定める事項を、その者が基準日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

一 厚生大臣が定める日から当該日の属する年の翌年における当該日に応当する日の前日までの間に支払を受けるべき当該老齢退職年金給付の額の総額が、基準日の現況において政令で定める額未満である者

二 当該老齢退職年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供していることその他の厚生省令で定める特別の事情を有する者

2 介護保険法第三十四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 市町村は、第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る介護保険法第九條第一号に規定する第一号被保険者（災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収（同法第三十一条に規定する特別徴収をいう。以下この条において同じ。）の方法によつて保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものを除く。）について、施行日から施行日の属する年の九月三十日までの間において老齢退職年金給付が支払われるときは、その支払に係る同法の規定による保険料の額として、政令で定めるところにより算定した額を、厚生省令で定めるところにより、特別徴収の方法によつて徴収することができる。

4 介護保険法第三十五条から第三十九条まで（第三百三十五条第一項及び第三百三十六条第二項を除く。）の規定は、前項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十七条 前三條に規定するもののほか、介護保険法及びこの法律を施行するために必要な条例

の制定又は改正、介護保険法第二十七條又は同法第三十二條の規定による要介護認定又は要支援認定の手續、同法第七十條の規定による同法第四十一條第一項本文の指定の手續、同法第七十九條の規定による同法第四十六條第一項の指定の手續、同法第八十六條の規定による同法第四十八條第一項第一号の指定の手續、同法第九十四條の規定による開設の許可の手續、同法第一百七七條の規定による同法第四十八條第一項第三号の指定の手續、同法第一百七七條の規定による市町村介護保険事業計画の策定の準備、同法第一百八十八條の規定による都道府県介護保険事業支援計画の策定の準備、同法第一百八十八條の規定による介護給付費審査委員会の委員の委嘱の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第十八条 介護保険法（同法附則第一條各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）及びこの法律（附則各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの法律において従前の例によることとされる場合における介護保険法及びこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 この法律に規定するもののほか、介護保険法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十七條及び第十九條の規定 公布の日

二 第十四條及び第十五條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四條ただし書、第五條ただし書、第十六條及び第三十條ただし書の規定 平成十一年十月一日

附則（平成二十二年七月一六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十條の次に五條、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十條の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十條中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四條の規定（農業改良助長法第十四條の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に關する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六十六條、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（不服申立てに關する経過措置）

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

二 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政機関が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に關する経過措置）

第六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年六月七日法律第一一六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九十九條第五款（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第三百五條、第三百六條、第三百二十四條第二項、第三百二十六條第二項及び第三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成二十二年六月七日法律第一一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七條及び第十條の規定並びに第十三條中生活保護法第八十四條の三の改正規定（「收容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一條から第十四條まで、第十七條から第十九條まで、第二十二條、第三十二條及び第三十五條の規定、附則第三十九條中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正

正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八條第二項の改正規定を除く。）、第四條の規定（児童福祉法第二十四條の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六條の規定並びに附則第四條から第十條まで、第十九條から第二十一條まで、第三十五條（第一号に係る部分に限る。）、第四十條、第四十二條、第四十三條、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五十三條、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十四條、第六十七條、第七十條及び第七十三條の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

附則（平成二十三年五月二日法律第四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（調整規定）
第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の前日である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者福祉施策を見直すための間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一條第三号の改正規定中「第七十三條」とあるのは「第七十四條」と、同法附則に三條を加える改正規定中「第七十三條」とあるのは「第七十四條」と、「第七十四條」とあるのは「第七十五條」と、「第七十五條」とあるのは「第七十六條」とする。

附則（平成二十三年六月二日法律第七二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十條第一号の改正規定（「第二十八條の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六條及び第七條の規定並びに附則第九條、第十一條、第十二條、第二十二條、第四十一條、第四十七條（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に

関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一條ただし書の改正規定及び同條各号を削る改正規定並びに同法附則第十四條の改正規定に限る。）及び第五十條から第五十二條までの規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）
第五十一条 この法律（附則第一條第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年六月二七日法律第五一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第四条、第六條及び第八條並びに附則第五條から第八條まで、第十二條から第十六條まで及び第十八條から第二十六條までの規定 平成二十六年四月一日

附則（平成二十六年六月二五日法律第八三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二條中診療放射線技師法第二十六條第二項の改正規定及び第二十四條の規定並びに次條並びに附則第七條、第十三條ただし書、第十八條、第二十條第一項ただし書、第二十二條、第二十五條、第二十九條、第三十一條、第六十一條、第六十二條、第六十四條、第六十七條、第七十一條及び第七十二條の規定 公布の日
二 略
六 第六條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一條の規定、第十五條中国民健康保険法第五十五條第一項の改正規定、同法第三十六條の二第一項第六號の改正規定（同法第八條第二十四項）を「同條第二十五項」に改める部分に限る。）、及び同法附則第五條の二第一項の改正規定、第十六條中老人福祉法第五條の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同條第七

項の改正規定、同法第十條の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十條の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十條の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八條中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五條第一項第五号の改正規定（同法第八條第二十四項）を「同條第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二條及び第十三條の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十條（第一項ただし書を除く。）、第二十一條、第四十二條、第四十三條並びに第四十九條の規定、附則第五十條中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二條第二項第四号口の改正規定（「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二條中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五條及び第五十六條の規定、附則第五十九條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十條の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年五月二九日法律第三一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條の規定、第五條中健康保険法第九十條第二項及び第九十五條第六號の改正規定、同法第一百五十三條第一項の改正規定、同法附

則第四條の四の改正規定、同法附則第五條の改正規定、同法附則第五條の二の改正規定、同法附則第五條の三の改正規定並びに同條の次に四條を加える改正規定、第七條中船員保険法第七十條第四項の改正規定及び同法第八十五條第二項第三号の改正規定、第八條の規定並びに第十二條中社会保険診療報酬支払基金法第十五條第二項の改正規定並びに次條第一項並びに附則第六條から第九條まで、第十五條、第十八條、第二十六條、第五十九條、第六十二條及び第六十七條から第六十九條までの規定 公布の日

附則（平成二十九年六月二日法律第五二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條の規定並びに次條並びに附則第十五條、第十六條、第二十七條、第二十九條、第三十一條、第三十六條及び第四十七條から第四十九條までの規定 公布の日
（検討）
第二条 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二十三條 第四條の規定による改正後の介護保険法施行法第十一條第三項の規定は、同項に規定する介護保険の被保険者としないうこととされた者であった介護保険の被保険者のうち、施行日以後に特定適用除外施設（同項の規定により読み替えられた介護保険法第十三條第一項ただし書に規定する特定適用除外施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して住所地特例対象施設（介護保険法第十三條第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者について適用し、施行日前に特定適用除外施設に該当する施設から継続して住所地特例対象施設に該当する施設に入所等をしたことにより当該住所地特例対象施設

設に該当する施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。